

令和8年度外国人材地域交流促進事業業務委託 プロポーザルに関する質問書

No.	質問項目	具体的な内容	本市の回答
1	対象範囲の考え方について	仕様書に記載されている「市内企業に勤める外国人材等を対象とした」の一文における、「外国人材等」の「等」が具体的に指す対象範囲についてご教示ください。	仕様書記載のとおり、「等」については、市内企業に勤める外国人材の家族を対象範囲とするものです。
2	対象範囲の考え方について	No1に付随して、「市内企業に勤める外国人材等」との表現について、「市内企業に勤務する外国人」に限定されないとの解釈にも見受けられますが、参加対象範囲を緩和することを意図されているものでしょうか。	参加対象者については、市内企業に勤める外国人材及びその家族を対象範囲とするものです。